

6月を振り返って

- 見ます・聴きます・話します！訪問事業開催！
- 設楽悠太選手 リオ五輪へ！

寄居町長
花輪利一郎



●第6回見ます・聴きます・話します！訪問事業

6月5日に、今年度最初の訪問事業として、露梨子区を訪れました。当日は露梨子地区福祉委員会主催の「ふれあい会食会」が開催され、公会堂には大勢の方が集まりました。

今回の訪問事業は、会食をしながらの意見交換ということで、地区の役員の方々とのあいさつの後、和やかな雰囲気での始まりでした。しばらくは皆遠慮してか、なかなか発言がありませんでしたが、司会の方に促されると、一人二人と次第に手が挙がるようになりました。町政に関する建設的な意見や、ブータン王国のことを教えてほしいという内容のものまで、終始なごやかに意見交換をすることができました。

限られた時間とはいえ、直接地区の方々と顔を合わせ、さまざまな意見交換ができましたことは、大変有意義だったと感じております。皆さんからの貴重な意見は今後の町政に反映させ、より良いまちづくりを進めてまいりたいと思います。



●設楽悠太選手がリオ五輪へ！

6月24日に行われた「第100回日本陸上競技選手権」で、男衾中出身の設楽悠太選手が10000mで3位となり、27日にリオデジャネイロオリンピック日本代表に決定しました。これは、寄居町にとっても、大変喜ばしく、そして誇らしいことであります。私は、発表後すぐに、町民を代表して、祝電を送らせていただきました。設楽選手がオリンピックに出場することで、町民に大きな夢と希望を与えていただき、大変感謝しております。オリンピックでは、ぜひ、日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮され、世界へ羽ばたいていただきたいと切に願っております。もちろん、町をあげて応援させていただきます。頑張ってください。

お知らせします！ 児童扶養手当 特別児童扶養手当を受けている方へ

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受けている方には、7月末に手続きの案内等を郵送しますので世帯全員の住民票等必要書類を添付して現況届（所得状況届）を子育て支援課に提出してください。この届け出は、毎年8月に受給者の所得や養育状況を把握するためのもので、提出しない場合は8月分からの手当が受けられなくなります。継続して手当を受けようとする方は、早めの手続きをお願いします。

●児童扶養手当とは

父母の離婚、父、または母の死亡等によって、父、または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父、または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

●特別児童扶養手当とは

精神、または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

●子どもとは

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある場合は20歳になるまでです。※児童手当支給対象の児童（15歳になった年の年度末）とは異なりますのでご注意ください。

■集中受付日

8月18日（木）午前9時～午後6時45分 役場4階（401会議室）
※混雑が予想されますので時間に余裕をもってお越しください。

■子育て支援課窓口の受付期間

- 児童扶養手当 8月1日（月）～31日（水）
- 特別児童扶養手当 8月12日（金）～9月9日（金）

■手当の支給予定月（8月～11月の4カ月分）

- 児童扶養手当 12月 9日（金）
- 特別児童扶養手当 11月11日（金）

■問い合わせ

子育て支援課
（☎581・2121内線133）へ。



愛のりタクシーを上手に活用しましょう

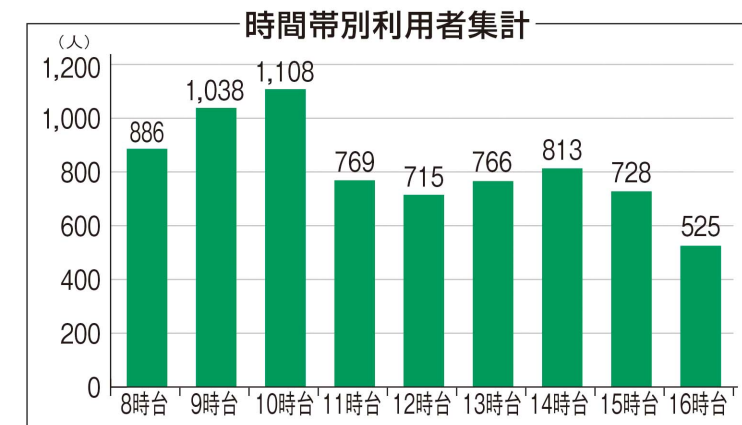
愛のりタクシーは、皆さんの相乗りによって効率的で低コストの事業運営が可能となっています。平成27年度下半期（11月～3月）の時間帯別利用状況は下表のとおりとなっていますので、ご利用の際の参考にしてください（11時以後が空いています）。

なお、今年度から従来の乗用車タイプの車両2台に加えて、車いすに乗ったまま利用できるワゴンタイプの車両の運行を開始しました（介助者の同乗が必要です）。利用される場合は、予約時に車いすのまま利用したい旨をお伝えください。

■問い合わせ／都市計画課（☎581・2121内線242）へ。



▲新車両運行開始！
車いすのままご利用できます。



予約受付

☎580・0555

※利用日の1週間前から1時間前まで予約できます。
お掛け間違いのないようお願いいたします。

募集します！

寄居町ファミリー・サポート・センター会員



寄居町ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい方（提供会員）からなる、会員同士で子育ての援助活動を行う会員組織です。

現在、依頼会員・提供会員の両会員を募集しています。子育てのお手伝い（サポート）をしていただける方や、サポートを必要としている方もぜひお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

寄居町子育て支援センター（☎581・4165）、または子育て支援課（☎581・7738）へ。

■どんなサポートがあるの？

- 保育所、幼稚園、小学校および学童クラブ（保育所等）の始業時間前・終業時間後の子どもの預かり
- 習いごとや保育所等までの子どもの送迎
- 冠婚葬祭や買い物など外出の時の子どもの預かり

■利用料金

- 平日午前7時～午後7時 1時間当たり700円
- 上記以外の日・時間 1時間当たり800円
- ※会員登録は無料です。

仕組み

寄居町ファミリー・サポート・センター

（寄居町子育て支援センター内）

依頼会員

- 町内に在住・勤務の方
- 生後6カ月～小学校6年生の子どもがいる方

①申し込み

②依頼

提供会員

- 町内に在住で20歳以上の方
- 心身ともに健康で積極的に援助活動ができる方
- 講習会に参加できる方

- ③事前打ち合わせ
- ④サポート実施
- ⑤報酬等支払い